

# 横浜市立富岡東中学校 いじめ防止基本方針



(令和6年3月改定)

学校は生徒が安心・安全に活動する場である。本校では「いじめ」は絶対に許されない行為として、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関と連携を図る。また、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめを受けていると考えられる場合は、迅速かつ適切な対応に努める。

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

法律では、いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する可能性があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する可能性があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

### (2) いじめを防止するための基本理念

- ① いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

国や横浜市のいじめ防止基本方針を基に学校のいじめ防止等の基本方針を定める。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織の構成

校内にいじめ防止対策委員会を設置する。構成員は校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導部長、生徒指導専任、養護教諭とする。会は月1回以上定期的に開催し、組織的な対応方針を決定し、記録の作成・進捗管理を行う。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 組織の運営

- 月1回以上定期的に開催するが、いじめの疑いがあった段階で、直ちに委員会を開催する。
- 校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 組織の役割

- いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。
- いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- 重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。

(4) 年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 新年度の「いじめ防止対策委員会」発足</li><li>○ 年度当初の生徒理解研修</li><li>○ 教育相談の実施</li><li>○ 集団づくり</li></ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施。(記名式アンケート・教育相談)</li><li>○ 学校運営協議会の開催</li></ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 保護者面談</li><li>○ 生活に関するアンケート</li></ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域パトロール</li></ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 教育相談の実施</li><li>○ 地域パトロール</li></ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校講演会の実施</li></ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校運営協議会の開催</li></ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ いじめ解決一斉キャンペーン (無記名式アンケート)</li><li>○ 保護者面談</li></ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 生活に関するアンケート</li></ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校運営協議会の開催</li><li>○ 新入生説明会 (インターネット・スマホに関わる説明)</li></ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 生活に関するアンケート</li></ul>

※年間2回程度のY-Pアセスメントも実施

### **3 いじめ防止及び早期発見のための取組**

#### (1) いじめ防止への取組

- 学校教育活動全体を通じた包括的なプログラム（各種指導計画等）の策定
- 授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- 生徒の主体的な取組への支援
- 学校として配慮が必要な生徒に対する支援、保護者との連携、周囲の生徒への指導

#### (2) いじめの早期発見

- いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- 授業づくり、集団づくりの具体的な指針
- 生徒の主体的な取組への支援内容
- 定期的な教育相談の実施計画（4・9月実施）及び教育相談（7・12月）
- 全市一斉のアンケート（いじめ解決一斉キャンペーン）の実施計画（12月実施）
- インターネットを通じた、いじめへの対処及び情報モラル教育の推進（講演会等）

#### (3) いじめに対する措置

- 組織的な対応の徹底、組織的な対応方針の決定
- 被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
- 警察署等関係機関、専門機関との連携

#### (4) いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。

#### (5) 特に配慮が必要な児童生徒

- ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- イ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- エ 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

#### (6) 研修

- 生徒理解研修の推進
- いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実
- 計画的な研修の実施

#### (7) 学校運営協議会等の活用

- いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応

### **4 重大事態への対処**

(1) 重大事態の意味

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

(2) 重大事態の判断

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

(3) 重大事態の報告

重大事態に該当すると判断した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は、市長へ報告する。

(4) 調査の趣旨及び調査主体

- 法第 28 条の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止のために行う。
- 調査主体は、教育委員会又は学校とする。

(5) 調査を行うための組織

- 学校主体の場合は、原則として「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。
- 教育委員会が調査主体となる場合、「横浜市いじめ問題専門委員会」が調査を行う。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。
- 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

(7) その他留意事項

法第 23 条第 2 項に基づく学校の調査で、事実関係の全貌が十分に判断される場合は、新たな調査は行わない。

(8) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供
- いじめを行った児童生徒及び保護者への説明
- 調査結果は教育委員会に報告し、教育委員会は市長へ報告
- 調査結果の公表に関するガイドラインの策定

## 5 その他

(学校基本方針の見直し)

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。